

## ○ 車検拒否制度の運用について

〔 令和4年1月21日付け交指乙達7号  
　　警察本部長から部課署長あて 〕

対号 令和元年12月6日付け交指乙達第90号「車検拒否制度の運用について（通達）」

標記の件については、対号に基づき実施してきたところであるが、今般、所要の改正を行い下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

### 第1 車検拒否制度の運用の全体像

車検拒否制度の運用の全体像は以下のとおりであるが、本県においては下記第2から第5までの措置を講ずるものとする。

#### 1 国土交通省等に対する通知

警察庁では、放置駐車違反管理システムを介して都道府県警察から報告を受けた放置違反金等の督促等に係る事項に基づき、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象者（車）に関する事項を情報通信回線を通じて国土交通省又は軽自動車検査協会（以下「国土交通省等」という。）に通知する。

これらの通知を受けた国土交通省等においては、継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）を行う際に当該事務を担当する国土交通省の運輸支局等又は軽自動車検査協会の事務所（以下「車検場」という。）の職員が自動車検査・登録業務用の情報通信システムを介して警察庁からの通知事項を参照し、自動車検査証の返付の可否を判断することとなる。

#### 2 放置違反金滞納情報照会への対応

車検拒否制度を円滑に運用するためには、自動車使用者に対して当該自動車について自動車検査証の返付拒否の対象となるか否か等を確実に周知させることが重要である。このため、弁明通知、放置違反金納付命令及び督促の各機会をとらえて、放置違反金等を納付しない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となる旨を教示することとしているが、これらの措置に加え、自動車使用者本人又はその代理人から、特定の自動車及びその使用者が道路交通法第51条の

7 第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か等の照会（以下「放置違反金滞納情報照会」という。）がなされた場合は、下記第2、1により対応するものとする。

また、多数の継続検査等の受験手続きが自動車整備事業者によって代行されており、同項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車について、そのことを知らない自動車整備事業者が当該自動車の継続検査等の受験手続きを代行した場合における自動車使用者との間のトラブル等を防止する必要があることを踏まえ、自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、下記第2、2の方法により対応するものとする。

### 3 自動車使用者等に対する納付書の再発行

車検拒否制度の効果的な運用を図る上では、継続検査等を受験しようとする自動車使用者等による放置違反金等の納付が簡便に行われるようにする必要がある。そのためには、できるだけ多くの機会に放置違反金等の納付書の発行を受けられるようにすることが重要である。このため、納付書については、放置違反金納付命令書及び督促状の送達時に発行するほか、納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者等のために下記第3により再発行するものとする。

### 4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

都道府県公安委員会から放置違反金等の督促を受けた自動車使用者は、道路交通法第51条の7第1項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされている。このため、領収書又は納付・徴収済確認書を下記第4により交付するものとする。

### 5 車検場における対応

車検場においては、上記1により自動車検査証の返付拒否の対象として通知されている自動車に係る受検申請者については、上記4の書面の提示を確認し、確認されれば、新たな有効期間が記入された自動車検査証が返付される（自動車検査証が更新される。）

これに対して、当該書面の提示がないときは、道路交通法第51条の7第2項の規定により、自動車検査証の返付が拒否されることとなる。具体的には、新たな有効期間が記入された自動車検査証ではなく、受検申請者から提出された自動車検査証がそのまま更新されずに返付され、これとあわせて、行政手続法

(平成5年法律第88号) 第8条第1項の規定により、上記の処分の理由を記載した書面が受検申請者に交付されることとなる。

その際、当該書面とは別に、車検拒否制度の概要、今後自動車使用者等が執るべき措置等を説明するため、警察庁及び都道府県警察の連名で「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかつた方へ」(別添1)を受検申請者に配布することにより、車検場での混乱防止を図ることとするので了知されたい。

## 第2 放置違反金滞納情報照会への対応

放置違反金滞納情報照会に対しては、以下の1及び2により対応すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答すること。

### 1 本人又はその代理人からの照会への対応

自動車使用者本人又はその代理人からの放置違反金滞納情報照会に対しては、次のとおり適切に対応すること。

#### (1) 受付け窓口

県下全警察署交通課において照会を受け付けるものとする。

なお、電話、ファックス等による照会は受け付けないこと。

#### (2) 照会

「放置違反金滞納情報照会書(本人・代理人用)」(別添5)により照会させることとする。その際、必要な本人確認を行い、照会者が代理人の場合は合わせて委任状の提示を求めるものとする。

#### (3) 回答

放置駐車違反管理システムにより、必要事項を調査の上、次のとおり回答すること。

ア 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書(本人・代理人用)」(別添6)に必要な事項を記載して交付すること。

イ 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答すること。

(4) 放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）の原本の保管

放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）の原本は、照会を受け付けた警察署において3年間保管するものとする。

その際、同回答書を作成した場合には、その控えを作成して原本に添付するものとする。

## 2 自動車整備事業者からの照会への対応

継続検査等の手続きを代行する自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が社団法人日本自動車整備振興会連合会（日整連）に委託して、自動車整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを経由して、照会しようとする自動車の番号標の番号を入力・送信すれば、これを自動車検査証の返付拒否対象となっている自動車の番号標の番号下一行を消去したものと照合することにより、当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度（以下「インターネット照会制度」という。）が構築されている。

なお、自動車整備事業者に係る放置違反金滞納情報照会制度については、「放置違反金滞納情報照会制度の全体像」（別添2）を参照すること。

### (1) ファックスによる照会

事前に各自動車整備振興会が自動車整備事業者の整備事業場名、代表者氏名、所在地、認証番号、電話番号及びファックス番号が記載されたリストを警察本部交通指導課に提出し、当該リストに掲載された自動車整備事業者が「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書」（別添3）又は「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼放置違反金滞納情報照会における同意書・継続検査（車検）における確認事項及び承諾書」（別添4）を交通指導課設置のファックス番号へ送信して照会することとし、別添3の同意書欄又は別添4の放置違反金滞納情報照会における同意書・継続検査（車検）における確認事項及び承諾書欄に自動車使用者による自署又は記名・押印があること（押印については必須ではない。）を確認した後、放置駐車違反管理システムによる照会を行い、必要事項を調査の上、以下のア又はイにより、回答するものとする。

なお、別添3又は別添4の原本は、自動車整備事業者において3年間保管されることとなる。

ア 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象とな

っている場合

「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）」（別添7）に必要事項を記載して照会者にファックス送信するものとする。

イ 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答するものとする。

#### (2) 警察署の窓口における照会

上記(1)のリストに掲載された自動車整備事業者が別添3又は別添4を警察署の窓口に提示して行うので、警察署で照会を受け付け、写しを作成後、上記(1)ア及びイに準じて回答すること。

#### (3) 別添3又は別添4の写しの保管

別添3又は別添4の写しは、受け付けた警察署又は交通指導課において3年間保管するものとする。

その際、同回答書を作成した場合には、その控えを作成して照会書の写しに添付するものとする。

別添3又は別添4の原本はファックスの場合と同様、自動車整備事業者において3年間保管されることとなる。

### 第3 放置違反金等の納付書の再発行

放置違反金等の納付書の再発行については、以下の1及び2により行うこと。

なお、再発行手続き等については、石川県警察ホームページに掲載する。

#### 1 警察施設の窓口における再発行

警察施設の窓口における納付書の再発行については、以下により行うものとする。

##### (1) 再発行場所

交通指導課及び全警察署交通課

##### (2) 再発行手続き

必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行すること。

#### 2 郵送による再発行

郵送による納付書の再発行については、以下により行うものとする。

(1) 再発行場所

交通指導課宛の郵送による再発行申請を受付けるものとする。

(2) 再発行手続き

上記 1 (2)に準じて再発行するものとする。

なお、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めるものとする。

第4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

道路交通法第51条の7 第1項に規定する放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付については、次のとおり行うものとする。

なお、同書面の交付手続き等については、石川県警察ホームページに掲載する。

1 領収書の交付

自動車の使用者が指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した際、納付書に添付されている領収書が交付されるものであり、当該領収書をもって放置違反金等を納付したことを証する書面とする。

なお、領収書には放置違反金の違反番号があらかじめ記載されている。

2 納付・徴収済確認書の交付

(1) 滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に「納付・徴収済確認書」(別添8)を交付するものとする。

納付・徴収済確認書には、必ず、警察署長又は交通指導課長の公印を押印するものとする。

(2) これに加え、放置違反金等を納付した者が領収書を紛失した場合等には、自動車使用者からの「納付・徴収済確認書交付申請書」(別添9)による申請に応じ、以下のアからウまでにより、納付・徴収済確認書を交付すること。

ア 警察施設の窓口における交付

警察施設の窓口における納付・徴収済確認書の交付については、以下により行うこと。

(ア) 交付場所

全警察署交通課で交付するものとする。

(イ) 交付手続き

必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め、放置違反金管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付・徴収済確認書を交付すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は交付しないものとする。

イ 郵送による交付

郵送による納付・徴収済確認書の交付については、以下により行うものとする。

(ア) 交付場所

交通指導課宛の郵送による交付申請を受付けるものとする。

(イ) 交付手続き

上記ア(イ)に準じて交付するものとする。

また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めるものとする。

ウ 納付・徴収済確認書交付申請書等の原本等の保管

納付・徴収済確認書交付申請書の原本については、申請を受理した警察署又は交通指導課において3年間保管するものとする。

その際、同確認書を作成した場合にはその控えを作成して原本に添付するものとする。

## 第5 車検拒否制度に関する問い合わせ等への対応

上記第2、1による自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会及び自動車使用者、自動車整備事業者、車検場の職員等から車検拒否制度の施行に関する問い合わせに対しては、警察本部交通指導課に「車検拒否制度対応窓口」を設置して対応するものとする。

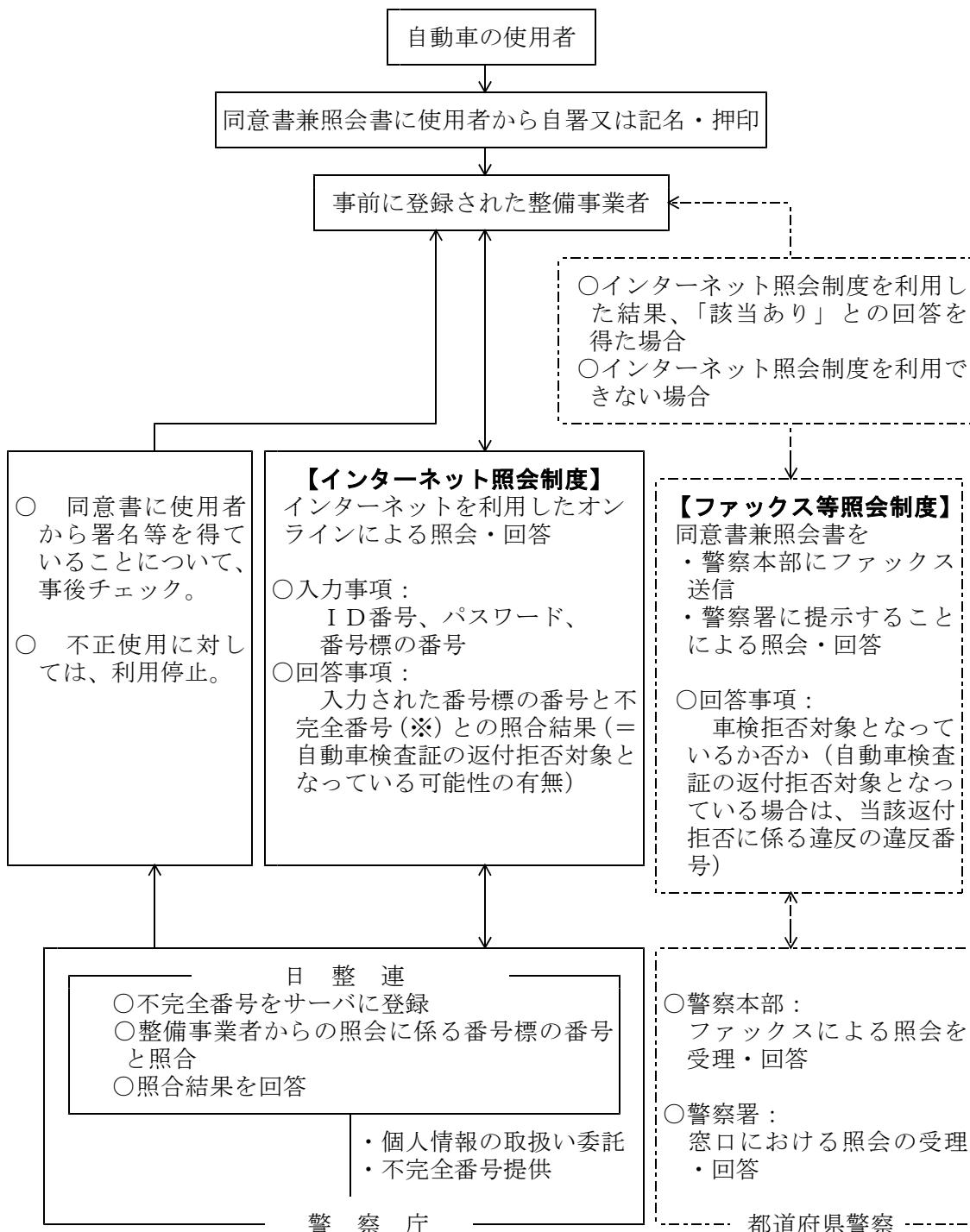
なお、「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ」の裏面には、各都道府県警察の車検拒否制度対応窓口の郵便番号、所在地、所属、電話番号、ファックス番号及び受付曜日・時間帯の一覧表が掲載される。

放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ

- 1 都道府県公安委員会（都道府県警察）は、この自動車に係る放置駐車違反について、この自動車の使用者に放置違反金の納付を命じましたが、納付期限までに放置違反金が納付されなかつたため、督促状を発しました。
- 2 このため、道路交通法第51条の7第1項の規定により、この自動車の継続検査又は構造等変更検査に際して、自動車検査証（車検証）の有効期間を更新するためには、当該放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示していただく必要があります。
- 3 今回、車検証の有効期間を更新できなかつたのは、運輸支局等の窓口でこれらの書面が提示されなかつたためです。
- 4 今後、以下の（1）又は（2）のいずれかのとおりにして下さい。
  - (1) この自動車の使用者が未だ放置違反金等を納付していない場合  
早急にこの自動車の使用者において都道府県が指定する金融機関の窓口で放置違反金等を納付し、当該窓口で交付される領収証書等を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。  
放置違反金等の納付書をお持ちでない方は、各都道府県警察の指定する方法により、納付書の再発行を申請して下さい。
  - (2) この自動車の使用者が既に放置違反金等を納付している場合  
納付の際に金融機関の窓口で交付された領収証書等又は都道府県警察から交付された納付・徴収済確認書があれば、これを車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。  
これらの書面がなければ、各都道府県警察の指定する方法により、納付・徴収済確認書の交付を申請して下さい。
- 5 詳しいことは、裏面の「車検拒否制度対応窓口」にお問い合わせください。

警察庁・都道府県警察

## 放置違反金滞納情報照会制度の全体像



※ 「不完全番号」とは、警察庁が国土交通省又は軽自動車検査協会に対して通知した自動車の番号標の番号について、その下一桁の数字を消去したデータ。したがって、不完全番号との照合の結果が、「該当なし」の場合は、当該照会に係る自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっていないことが判明するが、「該当あり」の場合は、当該照会に係る自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることがわかるにとどまるため、正確な情報を入手するためには、改めてファックス等照会制度を利用する必要がある。

## 車検を受ける皆様へ

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警察庁  
国土交通省

### 同 意 書

年      月      日

御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車  
登録自動車 （番号標の番号： \_\_\_\_\_ 車台番号： \_\_\_\_\_ ) に  
二輪車

係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名） 印

記名・押印又は自署

### 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年      月      日

御中

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認証番号： \_\_\_\_\_

整備事業場名： \_\_\_\_\_ 印

電 話： \_\_\_\_\_ — —

F A X： \_\_\_\_\_ — —

## 車検を受けられるお客様へ

継続検査（車検）のお手続きに際して下記事項についてご確認いただき、ご承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 放置違反金滞納情報照会について

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

警 察 庁  
国 土 交 通 省

### 2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きについて

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

事業場名

## 放置違反金滞納情報照会における同意書 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

1. この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車 登録自動車 二輪車

に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

①〔継続検査（車検）申請に関する委任について〕

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

車台番号

ご記入日

年 月 日

使用者の氏名（社名）

印

※記名・押印又は自署

## 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

御中

上記1の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 :

印

整備事業者名 :

電 話 :

印

F A X :

別添5

放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）

年　月　日

石川県警察殿

以下の自動車及びその使用者について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

使用者氏名	
番号標の番号	
照会者氏名	
照会者住所	
照会者連絡先電話番号	

別添6

放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）

年　月　日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用者氏名	
番号標の番号	
違反番号	
照会者氏名	

本件担当

石川県○○警察署交通課

担当者名

(連絡先 ○○○-○○○-○○○○)

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）

年　月　日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用者氏名	
番号標の番号	
違反番号	
照会事業者名	

本件担当  
石川県〇〇警察署交通課  
(石川県警察本部交通指導課)  
担当者名  
(連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

別添8

年　月　日

納付・徴収済確認書

以下の放置違反金納付命令については、既に放置違反金等が納付され、又は徴収されていることが確認されました。

弁明通知書の番号（違反番号）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名	
申請者の氏名	

(本確認書は、道路交通法第51条の7第1項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣等に提示される場合に限って有効です。)

石川県○○警察署長 公印

(石川県警察本部交通部交通指導課長 公印)

納付・徴収済確認書交付申請書

年　月　日

石川県警察殿

以下の放置違反金納付命令について、納付・徴収済確認書の交付を申請します。

弁明通知書の番号（違反番号）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名（フリガナ）	
申請者の氏名（フリガナ）	
申請者の住所	
申請者の連絡先電話番号	

注：交付される納付・徴収済確認書は○○県公安委員会がした放置違反金納付命令に係るものに限ります。他の都道府県公安委員会がした放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書については、当該他の都道府県公安委員会に対して交付を申請して下さい。